

## 精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

本県においても、障害のある人に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るため、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定、施行された。

しかしながら、鉄道、バスを初めとする公共交通機関においては、身体障害者及び知的障害者に対する運賃割引制度が設けられているにもかかわらず、精神障害者は対象となっておらず、他障害との間で大きな格差が生じている。

精神障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

については、国会及び政府におかれては、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、身体障害者及び知的障害者と同様に、精神障害者も適用対象とすることを働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 26 日

大 分 市 議 会